

行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：令和元年6月4日（火）
2. 場所：合同庁舎4号館4階共用419会議室

○司会 それでは、ただいまより「行政手続部会」の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎、谷輪が行います。

それでは、お願いいたします。

○石崎参事官 規制改革推進室の石崎です。よろしくお願いいたします。

本日は、行政手続部会の2つのテーマということで、一つが法務省からのヒアリングで商業登記等、もう一つが健康保険の住所変更、J-LISの手数料負担についてということでやっております。

最初の法務省につきましては、大きく2つの論点があります。

一つは、前回、5月10日に第17回「行政手続部会」で商業登記を取り上げまして、その中で、代理人ではなくて本人申請の補正率が非常に高いと。要するに、法務局の窓口で手直しになる率が3割ぐらいということで、ほかの行政手続に比べて非常に高いと。

一方、代理人がやる場合は非常にオンライン利用率が高いのですが、本人がやる場合はほぼゼロだということを改善すべきだというのが一つの論点です。

それからもう一つが、資料1-1の2ページの「2. 定款認証の簡素化について」という2つのテーマについて議論しました。

1つ目が、資料1-2の1ページからになりますけれども、法務省の商業登記、それ自体が論点なのではございますけれども、一つは補正率が高い理由を分析して所要の対策をとるべきではないか。

これについて法務省のほうは、文書のほうは慎重な答えなのですが、口頭のほうでは法務省として今、商業登記を本人がやる際には、法務省が用意したかなり複雑なソフトウェアをダウンロードしなくてはならないのですが、そうではなくてウェブから申請ができるようにして、そこに改善機能みたいな、要するに、チェック機能みたいなものを付けた、そういうウェブ機能を付けたシステムを作ることを検討して、それでオンラインで割とやりやすいやり方でやれば、補正のほうもチェック機能なんかがあれば少なくなっていくといったことを記載しているという説明がありました。

2ページの②になりますけれども、これは何かというと、社会保険とか税ですと、API接続といって、国営のサイトだけではなくて、民間のソフトウェアから税申告なんかができるようになっているのですが、登記のシステムもそういうことができるようにすべきではないかということの提案なのです。

これについては慎重な答えでして、セキュリティーの問題やその他があるので、法務省

自体による、いわゆる国営のシステム自体、ここに書いてある、ウェブ方式による検討ということで、ウェブ申請というのを検討していきたいということなのですが、民間ソフトについては、その接続についてAPIとの接続というのは公開していないとか、そういった問題については慎重な答えだったのです。

これについては委員から、内閣官房のIT室、法務省のCIO補佐官とよく相談してくれと。この回答自体が、そういった政府のIT部署とまだ協議していないということですので、よく協議した上で回答を持ってきてほしいという指摘がございまして、それを踏まえて別途、再回答を求めることになっております。

同じように4ページのところが1の③でありますけれども、これもID・パスワードで簡単に役員変更登記みたいなものができるようにすべきだというのがこちらの指摘なのですが、それに対しては、電子証明書の何が問題かということ、年間の手数料が8,000円ぐらいとられて、中小企業ですとこの役員変更登記だけのために電子証明書をとるというのは、金額的にもお高くなってしまって、ID・パスワードというのは、経産省が法人認証基盤を作って、そこで基本的にはただで出すことになっているのですが、それでできないかという話です。

これについても、そのID・パスワードで送った場合に、添付書類等が改ざんされる可能性があるので、これについても慎重に検討する必要があるという答えでありました。

これに対しても委員からは、内閣官房のIT室とよく相談して再考すべきだという話があって、これも再検討という形になっております。

6ページは、電子公告というものがあまして、官報や日刊新聞ではなくて、いわゆる電子の公告というものも会社法上は認められているのですが、ただ、現実のコスト面で官報公告が3万円ぐらいなのなのですが、要するに、電子公告は途中で改ざんされるということで、改ざんしていないということを調査機関に日に何回か調査してもらうことが必要なのですが、それが一般的に8万円ぐらい掛かるということで、官報公告の今のやり方が価格的に高いようなやり方になってしまうので、それを検討してほしいという話であります。価格については、後で御一読いただければと思います。

定款の認証の簡素化についてということで、8～11ページであります。

8ページの⑤が、定款認証の手数料額の毎年の推移を示してくださいということで、これが示されたものであります。

⑥が、公証人が定款認証を行っていることについての一般的な平均的な所要時間を示してほしいと。それについては、例えば株式会社でいえば2時間18分と出てきます。

それから、公証人の実働時間に占める定款認証、ほかにも遺言の認証とかいろいろやっておられるわけですが、実働時間、それから収入に占める割合が、それぞれ4分の1、3割というものが出てきています。

その次の10ページが、行政手続部会の各委員からの提言です。

最近、フランスでは、今のマクロン首相がまだ首相になる前の2014年、2015年頃に、マ

カロン法という規制改革法案がフランスで出まして、その中で公証人手数料が一定引き下げになった。

それから最近、イタリアでも、スタートアップ企業がデジタルで会社設立手続きをするときに、一定の要件の下に定款認証が不要になるとか、そういった仕組みができていて、手数料引き下げですとか、手続の不要化の動きがある。

あるいは我が国でも、産業競争力強化法という法律の中で、創業者に対する登録免許税が半減となっている。

そういった中で法務省においても、創業者の金銭的な負担を軽減してオンライン利用を促進する観点から、少なくとも、公証人手数料の引き下げ等を早急に検討すべきではないか。少なくともというのは、いきなり揺り動かすというわけではなくても、まずは公証人の手数料の引き下げ等を早急に検討すべきではないかといったところが論点として提示しております。

⑧については、いずれも慎重な検討が必要ということで回答が来ています。

委員の中の議論としては、まず、公証人の株式会社の定款認証が2時間18分だけれども、何人かの委員から意見は出まして、御自身が会社法の定款認証を公証人から受けたというある委員の方の場合ですと、公証人の面前、少なくともここで書いてある、最後の公証人の面前でのやりとりでは公証人が出て来られたのですけれども、そこで要した時間というのは2時間18分などということではなくて、非常に短い時間だったので、この時間というのは公証人以外の方々の、要するに、事務職員も含めたところの時間が入っているのではないかと。

ほかの委員からも、一部の報道で公証人がやっているのは公証人の面前確認だけで、あとは事務職員が大体やっているのではないかと。

これに対して法務省のほうからは、必ずしもそうではなくて、公証人は面前確認以外のところにも関与しているという回答がございました。公証人は面前でのやりとりだけをやっているというものではないという回答がありました。

それから、委員のほうから、この調査自体は法務省が自らやった調査なのかと。ある種、公証人自身がやった調査、ある種の身内の調査なのではないかという指摘もございました。

これに対しても、法務省から要請して、法務省としてやったということで説明がありましたけれども、そういった指摘は出ております。

内容的な指摘としては、これは民間系企業出身の委員の方からなのですけれども、こういった民間の場合にも、ある種の手数料が、ある種の独立した機関で余り競争がない場合、手数料が一定になっているというときもあるのですけれども、民間同士の契約の場合は、そういった場合でも効率化のメカニズムを入れていて、一般的に言うと、手数料が引き下げられるようなインセンティブみたいなものを入れているのが普通であるが、そういったことを法務省としても入れているのかどうかと。これは議論がよくかみ合いませんでしたけれども、民間の場合はそういったものが入っていると。

同じように法定的な料金であるので、定款認証を受ける側の民間というユーザーも含めた形で、第三者の委員会のようなもの、あるいはその検討会のようなものを作って、この公証人の手数料について議論すべきではないかといった意見が出ております。

それから、先ほど申しましたとおり、オンラインについてはこれから法人設立オンライン・ワンストップということで、政府としてオンライン化をこれから進めていこうという中で、オンライン利用の場合に、特に手数料を引き下げのような、ある種、オンライン化に誘導するようなインセンティブ付けも必要ではないかと。

海外では、公証人の手数料の引き下げなども行われているということなので、法務省としても各国の状況をよく比較検証してほしいと。こういった意見がございました。

以上が公証人の手数料についてであります。

その次に、J-LIS、それから、健康保険組合の問題がございます。

これはどういうことかといいますと、厚生年金では既に入っているのですけれども、マイナンバーをキーとして、旧住基ネットであるJ-LISという、もとは総務省の団体なのですけれども、そこに住所情報を照会することによって住所変更届を省略する。それが厚生年金のほうでは既に実現したのですけれども、健康保険についてもそうすべきではないかということで、昨年6月から、厚労省と総務省で協議されていたのですけれども、その結果、協議の進捗ということで確認しましたところ、資料2-2の①に書いてありますとおり、費用対効果が得られる単価の設定がJ-LISとの関係で困難であるということで、J-LISへの照会による届出省略の実現は困難という現状です。

ちょっと言葉を悪く言うと、部会では事実上断念されたと受け止められております。

一方、代替措置としては、厚労省としても幾つかの方法を。

②のほうは来年の4月に、今度は健康保険法が改正になって、被扶養者側の住所情報も正確に管理する必要があるという中で、何らかの住所変更の届けを要しないような手法について、あるいは今、厚労省として考えているのは、既に行われている年金とか、これまでJ-LISと健康保険組合との協議というのは、数千万人の加入者が、要するに、住所変更をしない加入者を含めて全員の住所を変更したかしないかという検索をかけていたわけなのですけれども、そうではなくて住所変更があった部分だけを確認する。そうすると、例えば1件で10円とか8円とかあるいは3円ということでやっても、数千万人の加入者がいると数億円とか数十億円とかが掛かってしまうわけなのですけれども、それが住所変更の届出をした人だけであれば随分安くなるのではないかということで、今、そういったことを厚労省としては検討を開始したところであると聞いております。

委員からは、そもそもJ-LISのコストの算定方法自体はどうやっているのかと。

総務省からは、基本的には住基ネットをベースにしているので、都道府県の負担金を中心にやっているのですけれども、国から情報提供の要請があった場合は、別途原則10円、それから一定の要件の下に8円にする。更に一定の要件があれば3円ということで引き下げをされているということなのですけれども、そういった料金、そういった仕組みだとい

う説明がありました。

一方では、独立法人のJ-LIS自体もコスト削減を努力しないと、要するに、全体のパイの中でやっていこうとすると、現実的には引き下げが難しい面があるのではないかとといった指摘もございました。

それから、ある委員からは、今度はマイナンバーカードで健康保険組合の機能が付くので、そうすると、住所変更届はマイナンバーカードを変更すれば健康保険の住所変更届は要らないのかという質問に対しては、これはマイナンバーカードそのものではなくて、その中の認証機能の中に健康保険の情報が入っているということなので、結局、マイナンバーカードを健康保険証として使っても、今の仕組みの中では住所変更届は要するという回答が厚労省からございました。

私からの御説明は、とりあえず以上であります。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。

御質問のある方は、お名前と御所属を言っていただいてから、御質問をお願いいたします。

お願いします。

○記者 朝日新聞のサカイと申します。どうぞよろしく申し上げます。

今のJ-LISとの関係なのですけれども、協議が結局うまくいかなかったような状況だったと思うのですが、この問題はなぜ解決しなかったのでしょうか。

○石崎参事官 健康保険組合というのは赤字の組合もあるものですから、マイナンバー連携といっても、むしろ従業員が住所変更届を書かなくてもいいというメリットはあるのですけれども、一方で、お金を払わなくてはならないというデメリットがあるわけなのです。

例えば、仮に20億円をJ-LISに支払うとすると、1人10円ですけれども、結局、住所変更をしない人も含めて10円をとられていますから、住所変更をしている人だけでいうと、恐らく10万件とか20万件とかで、そうすると、基本としたら、1つの住所変更届出を考えると1,000円ぐらいのコストが掛かってしまうとすると、いわばその1,000円を払って住所変更届を書いてもらうかと。そういう問題なのです。

恐らく、健康保険組合は引き下げ交渉をしていたというか、そこまでは掛からないのかもしれないのでこの金額はあくまで例に過ぎませんが、いわばそういう問題がある中で、結局、その価格が折り合わなかったということだと認識しています。

○記者 結局、情報連携してそういった事業者のコストを下げるためにやったものが、結局、下がらなかったということなのですか。

○石崎参事官 そうですね。マイナンバーの連携という点は、システムを使った連携でありますから、システム費用が必要になるわけです。そのシステム費用とその利便性との見合いの中で、今回はそれが折り合わなかったということだと思うのです。

○記者 委員の中で、そのコストに対して高過ぎではないかといった指摘はなかったのですか。

○石崎参事官 それはありまして、むしろ作ってしまったものですから、高過ぎるも何もあれなのですけれども、やはり何らかのコスト、そのシステムコストを安くしていくような、これは民間の割とITをやっておられる方の御意見だったのですけれども、民間の場合も作ったものをできるだけ運用も含めてコストを安くするようなことをやっていますので、そういった努力もやらないと、今度は結局、住所変更届を出した人だけを確認すれば、理屈の上ですと、例えば全員確認すれば1,000円掛かっていたものが住所変更した人だけに確認すれば8円で済むことになるかという、それは全体のシステム費用から割っているわけですから、そううまくいくかどうかという話があるので、そのシステム運用側も全体の経費を削減するような努力をしなくてはならないのではないかと指摘はございました。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○記者 読売新聞のタナカと申します。

定款認証についてお伺いしたいのですけれども、先ほどおっしゃった株式会社の定款認証の時間というのは、その事務職員を含めたものではないかという委員からの指摘があったということだったのですけれども、これは事務職員は除いたものだという説明も逆になかったのですか。

○石崎参事官 そこまで明確にはございませんでした。公証人は面前だけをやっているというのではないということはおっしゃっていましたが、逆に全部を公証人がやっているという御説明もございませんでした。

○記者 公証人の面前だけにどのくらいの時間が掛かっているかというところも、特にお示しはなかったですか。

○石崎参事官 ええ。それは特に示されてはいませんでした。委員の側では、実際に定款認証を受けた方がいらっしゃるの、それは非常にごく短い時間であったという御自身の経験を述べられた方はいらっしゃいましたが、法務省からの御説明はございませんでした。

○記者 これは位置付けとしては、全国の公証人の平均ということなのでしょうか。

○石崎参事官 そうです。ちょっとあれなのです。こちらから投げた質問は、割と標準的な定款、そう複雑ではない定款ということで聞いたのですけれども、多分こちらの⑥の回答は、一般的な株式会社の複雑な定款も含めた平均的な時間ということで御回答があったという認識でございます。

○記者 わかりました。

最後に、⑦番のところなのですけれども、今、約4分の1と約3割というところがありますが、これが具体的に何分で幾らぐらいでというのは示されたのでしょうか。

○石崎参事官 これは特に示されていません。恐らく母数で掛け算をすればわかると思いますが、特にそこは示されておりません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○記者 読売新聞のウチモトと申します。

定款認証に関してなのですけれども、法定要件に関してユーザーを含めて第三者の検討会を作って提言をすべきではないかという御指摘があったということなのですけれども、これに対して法務省はどういうような。

○石崎参事官 これは意見の中であった話ですので、持ち帰って検討するということで、特にイエスとかノーとかはとっていないです。

○記者 具体的にやりましょうという話とかにはなっていないと。

○石崎参事官 ええ。ありません。

厳密に言うと、オンラインに対するインセンティブ付けにつきましては、一応、検討、令和2年からそういった法人設立のオンライン・ワンストップをやるということなので、それまでには検討したいというのはもう少しありましたけれども、今の御質問に対しては特にイエスとかノーというものは持ち帰っておりません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 そのほかに御質問はございますでしょうか。

ないようでしたら、これで「行政手続部会」の記者会見を終了いたします。

ありがとうございます。